

山梨県公報

号外第二十五号

令和三年

七月十三日

火曜日

目次

○山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則	一
○山梨県条例施行規則の一部を改正する規則	一
○山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二
○山梨県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	七
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	七
○山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	八
○山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則	八

規則

山梨県規則第二十八号

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和三年七月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例(令和二年山梨県条例第五十七号)の施行期日は、令和三年八月十二日とする。

山梨県規則第二十九号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の九」を「第十九条の七」に、「第二十条」を「第十九条の八」

に、「第四章 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿の保存方法等の特例(第六十四条―第七十条)

附則

を「附則」に改める。

」

第十九条の二中「第二百二十二条第一項」を「第一百四十四条の四第一項」に改める。

第五十三条の二第一項第一号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

第五十三条の八第二項中「第九十八条第一項」を「第一百四十四条の十二第一項」に改める。

第四章を削る。

第三号様式(その五)及び(その五の二)中「第145条」を「第146条」に改める。

第四十九号様式中「第21条の6種別」を「第21条の5種別」に改める。

第九十八号様式中「第115条の5」を「第115条の6」に改める。

第九十九号様式中「第115条の7第1項」を「第115条の7第2項」に改める。

第一百四十四号様式から第百五十四号様式までを次のように改める。

第144号様式から第154号様式まで 削除

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第十九条の九」を「第十九条の七」に、「第二十条」を「第十九条の八」に改める部分に限る。)、第十九条の二の改正規定、第五十三条の二の改正規定、第五十三条の八の改正規定、第三号様式の改正規定、第四十九号様式の改正規定、第九十八号様式の改正規定及び第九十九号様式の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県条例施行規則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県県税条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第三十号

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中別表一から別表八まで以外の部分を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

課 税 免 除 申 請 書

年 月 日

山梨県県税事務所長 殿

住所（所在地）

氏名（名 称） 印

個人番号（法人番号）

業 種

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第3条の規定により、次の税について、課税免除を申請します。

課税免除を受けようとする	年度又は事業年度			
	税 目			
	税 額	円		
資本金の額又は出資金の額		円		
市町村計画が定められた日		年 月 日		
適用設備を事業の用に供した日		年 月 日		
適用設備を事業の用に供したことによって増加する常用雇用者の数		人		
適 用 設 備		取得等の区分	取得等の時期（年月日）	取得価額
種 類	建物及びその附属設備	取 得		円
		改 修		
	構 築 物	取 得		
	機 械 及 び 装 置	取 得		
	船 舶	取 得		
	航 空 機	取 得		
	車 両 及 び 運 搬 具	取 得		
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	取 得		
合 計				

適用設備である建物の敷地となる土地	取 得		
取得等をした設備に係る従業者数又は固定資産の価額		人 (円)	
県内に有する事務所又は事業所の従業者の総数又は固定資産の価額の総額		人 (円)	
<p>注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 事業税について、主たる事業が電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この様式において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人にあつては、別表1及び別表2による固定資産の明細書並びに別表6による免除額計算書</p> <p>(2) 事業税について、(1)及び(3)以外の者にあつては、別表1による固定資産の明細書、別表3による従業者の明細書及び別表5又は別表6による免除額計算書</p> <p>(3) 事業税について、畜産業又は水産業を行う者にあつては、別表4の従業者別年間労働日数計算書及び別表5による免除額計算書</p> <p>(4) 不動産取得税について、別表1及び別表2による固定資産の明細書並びに別表7による免除額計算書</p> <p>(5) 固定資産税について、別表1による固定資産の明細書及び別表8による免除額計算書</p> <p>2 別表1については、同表に記載すべき事項を記載した書類をもつて同表に代えることができる。</p> <p>3 個人事業税のみの課税免除申請については、個人番号の記載は要しない。</p>			

記載上の注意

- 「市町村計画が定められた日」欄には、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第八条第一項に規定する市町村計画の市町村議会の議決の日を記載すること。
- 「適用設備」及び「土地の取得時期（年月日）」の欄の記載については、同一資産区分において取得時期の異なるものがある場合には、「別紙固定資産明細書のとおり」として差しつかえないこと。
- 「取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。
- 「建物及びその附属設備」の「取得等の区分」欄には「取得」「改修」の別に記載すること。なお、「建物及びその附属設備」以外の設備にあつては「改修」は適用対象とならないこと。
- 「取得価額」欄には、固定資産の明細書（別表1、別表2）に記載されたもののうち、適用設備に係るものを資産の種類別に合計した額を記載すること。
- 「取得等をした設備に係る従業者数又は固定資産の価額」欄及び「県内に有する事務所又は事業所の従業者の総数又は固定資産の価額の総額」欄は、事業税の納税義務者に限り、主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人にあつては、固定資産の価額を、その他の法人又は個人にあつては、従業者数を記載すること。

第一号様式の別表一を次のように改める。

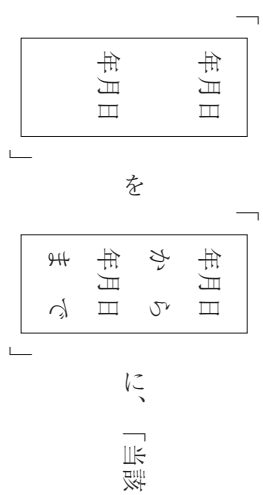
別表 1

固定資産の明細書（土地を除く。）							
種 類	細 目	数 量	取得等の区分	取得等の時期 (年月日)	取 得 額 円	帳 簿 額 円	摘 要
			取得・改修				
			取得・改修				
			取得・改修				
			取得・改修				
			取得・改修				
			取得・改修				
			取得・改修				
			取得・改修				
			取得・改修				
			取得・改修				

記載上の注意

- 1 主たる事業が電気供給業、ガス供給業または倉庫業である法人が、事業税に関し課税免除を申請する場合には、適用設備である固定資産その他県内に有する事務所または事業所の固定資産とに分類し、なお、資産の種類に区分して記載したのち集計すること。
- 2 1 以外の場合には、適用設備について資産の種類別に記載したのち集計すること。
- 3 「種類」欄には、第1号様式に示す適用設備の種類別区分を記載し、「細目」欄には、建物にあつては、その用途、構造、床面積等を、その他のものにあつては、名称、用途、型式等を記載すること。
- 4 「取得等の区分」欄には、第1号様式に示す取得等の区分に従い、該当項目を○で囲むこと。

第一号様式の別表三中「新（増）設備」を「取得等をした設備」に、「または」を「又は」に改め、同様式の別表五中「当該新設し、または増設した」を「当該取得等をした」に、「」を新設し、または増設した」や「取得等をした」に、「または事業所」を



「又は事業所」に改め、同様式の別表六中

新設し、又は増設した」や「当該取得等をした」に、「」を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に、「」を「併せて」に改める。

附則

- (施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - この規則による改正前の山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
 - この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

山梨県規則第三十一号

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年山梨県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び次条第一項」を「並びに次条第一項及び第六項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「別表第一の四の項」を「別表第一の三の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「別表第一の五の項」を「別表第一の四の項」に、「次条第三項及び第九項」を「次条第二項及び第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「別表第一の六の項」を「別表第一の五の項」に、「次条第四項及び第十項」を「次条第三項及び第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「別表第一の七の項」を「別表第一の六の項」に改め、同項第一号中「次条第五項」を「次条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「別表第一の八の項」を「別表第一の七の項」に改め、同項第一号中「次条第六項」を「次条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「別表第一の九の項」を「別表第一の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「別表第一の十の項」を「別表第一の九の項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「別表第一の十一の項」を「別表第一の十の項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「別表第一の十二の項」を「別表第一の十一の項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第三条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

第三条第二項を削り、同条第三項中「別表第二の三の項」を「別表第二の二の項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「別表第二の四の項」を「別表第二の三の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「別表第二の五の項」を「別表第二の四の項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「別表第二の六の項」を「別表第二の五の項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「別表第二の七の項」を「別表第二の六の項」に、「外国人要保護者等」を「現に外国人生活保護を受けているとしないにもかかわらず外国人生活保護を必要とする状態にある、又は外国人生活保護を受けていた外国人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「別表第二の九の項」を「別表第二の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「別表第二の十の項」を「別表第二の八の項」に改め、同項を同条第八項とする。

第四条第二項中「前条第五項」を「前条第四項」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第五項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書を削る。

附則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の施行の日（令和三年八月二十六日）から施行する。

山梨県規則第三十三号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二百五十九号の次に次の四号を加える。

二百五十九の二 地域連携薬局認定申請手数料

二百五十九の三 地域連携薬局認定更新申請手数料

二百五十九の四 専門医療機関連携薬局認定申請手数料

二百五十九の五 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料

別表第二百六十一号の四の次に次の二号を加える。

二百六十一の五 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録申請手数料

二百六十一の六 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録更新申請手数料

別表中第二百六十四号の八を第二百六十四号の九とし、第二百六十四号の三から第二百六十四号の七までを一号ずつ繰り下げ、第二百六十四号の二の次に次の一号を加える。

二百六十四の三 医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの確認に係る適合性調査手数料

別表中第二百七十号の十四を第二百七十号の十六とし、第二百七十号の十三を第二百七十号の十五とし、第二百七十号の十二の次に次の二号を加える。

二百七十の十三 地域連携薬局等認定証書換え交付手数料

二百七十の十四 地域連携薬局等認定証再交付手数料

別表中第二百七十二号の七を第二百七十二号の十一とし、第二百七十二号の二から第二百七十二号の六までを四号ずつ繰り下げ、第二百七十二号の次に次の四号を加える。

二百七十二の二 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録証書換え交付手数料

二百七十二の三 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の保管製造所登録証再交付手数料

二百七十二の四 基準確認証書換え交付手数料

二百七十二の五 基準確認証再交付手数料

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

附則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

山梨県規則第三十四号

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和三年七月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則（令和二年山梨県規則第二十九号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。